平成 18 年 3 月 18 日 安中市条例第 17 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安中市 総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2)関係機関の代表

(任期)

- 第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月18日から施行する。